

特別徴収に係る市県民税の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日 提出

水俣市長様	申請者	住所又は所在地							電話番号					
		氏名又は法人の名称及び代表者氏名印							印	特徴義務者指定番号				
		法人番号												

特別徴収に係る市県民税の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月分以降の納期に係る市県民税特別徴収税額					
申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人員 (内 臨時勤務者の人員をカッコ書きしてください。)	年 月	(人)	人	年 月	(人)	人
	年 月	(人)	人	年 月	(人)	人
	年 月	(人)	人	年 月	(人)	人
(1) 現に市税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細						
(2) 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日						

市役所処理欄	処理区分	却下の理由
	承認 却下	

- * 納期の特例の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間の終月の翌月10日が納期限となります。
- * 納期の特例を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。
(注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多能な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- * 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく特別徴収に係る市県民税の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書を提出してください。
- * 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは「市民税及び県民税の特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、その事由が生じた日の翌月の10日までに必ず提出してください。

水俣市役所 総務企画部 税務課 市民税係 0966-61-1610(直通)